

札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例案

令和 3 年（2021 年）2 月 17 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(昭和 60 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「自ら」を「が自ら」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、営業所に置く浄化槽管理士に対し、第 5 条に規定する登録の有効期間ごとに 1 回以上、浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業の登録を受けている者については、改正後の第 8 条第 4 項の規定は、当該登録の有効期間の末日まで適用しない。

(理 由)

浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保を浄化槽保守点検業者の責務として定めるため、本案を提出する。